

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が公布され、消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に上げられました。この引き上げに伴い増収となった地方消費税交付金については、全額を「社会保障施策に要する経費」に充当することとされています。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 29,484千円
 【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当された社会保障施策に要する経費 306,628千円

【社会保障施策に要する経費内訳】

(単位 千円)

事業名	経費	財源内訳					備考	
		特定財源			一般財源			
		国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他		
社会福祉	自立支援給付事業	126,484	101,669	0	0	4,797	20,018	
	保育事業	28,331	2,887	0	12,333	2,535	10,576	
	小計	154,815	104,556	0	12,333	7,332	30,594	
社会保険	国民健康保健事業	32,808	19,131	0	0	2,644	11,033	国民健康保険特別会計繰出金
	介護保険事業	92,860	766	0	0	17,803	74,291	介護保険特別会計繰出金(介護保険事業勘定)
	小計	125,668	19,897	0	0	20,447	85,324	
保健衛生	医療給付事業	20,463	6,315	7,000	3,125	778	3,245	
	20歳からの生活習慣病予防事業	5,682	556	0	330	927	3,869	
	小計	26,145	6,871	7,000	3,455	1,705	7,114	
合計	306,628	131,324	7,000	15,788	29,484	123,032		

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、その総額を各事業に要する一般財源の割合に応じて按分して充当しています。